

8月1日から印刷は緑色

見本

母子家庭等医療費助成

対象

- ・母子家庭(父に重度の障害がある家庭を含む)で18歳以下(18歳に達した日の属する年度の末日まで。以下同じ)の児童を養育する母および児童
- ・父子家庭(母に重度の障害がある家庭を含む)で18歳以下の児童を養育する父および児童
- ・父母のいない18歳以下の児童 所得制限があります

内容

医療保険における自己負担額を助成します。

申請に必要なもの
保険証、印鑑、転入者の場合は所得証明書

見本

障害者医療費助成

対象

- ・1～3級の身体障害者手帳所持者(腎臓機能障害は1～4級、進行性筋萎縮症は1～6級の方)
- ・A・B判定の療育手帳所持者
- ・自閉症状群と診断されている方

内容

医療保険における自己負担額を助成します。

申請に必要なもの
保険証、印鑑、それぞれの手帳(自閉症状群については、自閉症の診療経験がある医師の発行する診断書)

見本は通院のもの

見本

精神障害者医療費助成

対象

- ・精神障害と診断され、自立支援医療(精神通院)を受けている方
- ・精神障害と診断され、入院している方(措置入院の方は除く)

内容

精神障害治療に必要な次の費用を助成します。

- 【通院】医療費の自己負担額
- 【入院】医療費の自己負担額の半額(精神障害者保健福祉手帳1・2級所持者は全額)

申請に必要なもの
【通院】保険証、印鑑、自立支援医療受給者証
【入院】保険証、印鑑、診断書(精神障害者保健福祉手帳)

7月は
福祉給付金の
申請月です

子ども(乳幼児)医療費受給者(児童が平成14年4月2日から平成20年4月1日に生まれた方)、障害者医療費受給者、母子家庭等医療費受給者の方で、福祉給付金支払証明書をお持ちの方は、市役所保険年金課または赤羽根・渥美各支所の市民生活課で福祉給付金の申請を行ってください。

必要な書類

福祉給付金支払証明書(オレンジ色)または入院時の医療機関の領収書、印鑑、通帳など振込先のわかるもの(郵便局以外)